

第61号議案

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（開館時間、宿泊使用時間等）

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、交流センターは、午後6時から翌日の午前8時までの間、宿泊（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項の宿泊又は2日にわたる6時間以上の使用をいう。以下同じ。）の用途での使用（以下「宿泊使用」という。）をさせることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これらの規定による時間を変更することができる。

第17条第2項中「金額」の次に「（福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）による宿泊税に当たる部分を除く。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第17条関係）

中間市地域交流センター使用料

区分 室名	使用料	冷暖房料	面積	定員	
					宿泊
会議室 1	440円	220円	61平方メートル	48人	18人
会議室 2	220円	220円	32平方メートル	24人	9人
和室	330円	220円	42平方メートル	24人	12人
調理室	330円	330円	42平方メートル	21人	—

備考

- 1 使用料及び冷暖房料は、1時間当たりの額とする。ただし、1時間未満の使用の場合は、1時間とみなす。
- 2 使用の許可を受けた時間を超過した場合の取扱いは、前項に定めるところに準ずる。
- 3 宿泊使用の場合、使用者は、前2項の規定により算出された使用料及び冷暖房料の額に福岡県宿泊税条例により福岡県から課される宿泊税の額を加えた額を納付するものとする。この場合において、宿泊税の税率、徴収の方法その他の事項は、福岡県宿泊税条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(開館時間、宿泊使用時間等)</u></p> <p><u>第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、交流センターは、午後6時から翌日の午前8時までの間、宿泊（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項の宿泊又は2日にわたる6時間以上の使用をいう。以下同じ。）の用途での使用（以下「宿泊使用」という。）をさせることができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これらの規定による時間を変更することができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額<u>(福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）による宿泊税に当たる部分を除く。)</u>の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表（第9条、第17条関係）</u></p> <p><u>中間市地域交流センター使用料</u></p>	<p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表（第9条、第17条関係）</u></p> <p><u>中間市地域交流センター室別使用料金表</u></p>

区分 室名	使用料	冷暖房料	面積	定員	
					宿泊
会議室 1	440円	220円	61平方メートル	48人	18人
会議室 2	220円	220円	32平方メートル	24人	9人
和室	330円	220円	42平方メートル	24人	12人
調理室	330円	330円	42平方メートル	21人	—

備考

- 1 使用料及び冷暖房料は、1時間当たりの額とする。ただし、1時間未満の使用の場合は、1時間とみなす。
- 2 使用の許可を受けた時間を超過した場合の取扱いは、前項に定めるところに準ずる。
- 3 宿泊使用の場合、使用者は、前2項の規定により算出された使用料及び冷暖房料の額に福岡県宿泊税条例により福岡県から課される宿泊税の額を加えた額を納付するものとする。この場合にお

区分 室名	会議室等使用料	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
	(1時間当たり)		面積	収容人員
会議室 1	330円	220円	61平方メートル	48人
会議室 2	220円	220円	32平方メートル	24人
和室	220円	220円	42平方メートル	24人
調理室	330円	330円	42平方メートル	21人

備考 宿泊時の使用料金は、午後6時から翌日の午前8時までの実使用時間とする。

いて、宿泊税の税率、徴収の方法その他の事項は、福岡県宿泊税  
条例の定めるところによる。